

愛媛県教育委員会 9月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成15年 9月16日（火）午前10時

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 川本俊明 委員 星川一治

委員 飯尾育子 委員 山口千穂 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 藤岡 澄

指導部長 一色 光

文化スポーツ部長 西山修一

教育総務課長 保木俊司

生涯学習課長 中川敬三

全国生涯学習フェスティバル推進室長 村上哲邦

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 平岡長治

人権教育課長 高須賀康夫

障害児教育課長 鈴木公生

文化振興課長 後藤佳一

文化財保護課長 池川孝文

保健スポーツ課長 南 新平

新武道館開設準備室長 青野泰彦

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午前10時開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

○平成15年度 9月補正予算について

教育次長 愛媛県議会 9月定例会に提案予定の平成15年度 9月補正予算案の教育委員会関係分について説明する。

○元小学校校長（故人）の叙勲上申に関する損害賠償等請求事件の終結について

教育総務課長 元小学校校長（故人）の叙勲上申に関する損害賠償等請求事件について、訴えの内容、終結に至る経緯等について報告する。

(4) 議 事

ア 議案審議

委員長 議案第50号を上程する。

○議案第50号 愛媛県教育委員会公印規程の一部を改正する訓令について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 教育委員会印等の事前押なつ制度及び公印の刷込み制度を設けるため、訓令の一部を改正する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第51号愛媛県教育文化賞推薦委員会委員の委嘱について、議案第52号愛媛県障害児就学指導委員会委員の委嘱について、議案第53号愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について、議案第54号中学校教員の懲戒処分について、及び議案第55号県立学校教員の懲戒処分については人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議案第51号から議案第55号までの審議を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第51号を上程する。

○議案第51号 愛媛県教育文化賞推薦委員会委員の委嘱について

委員長 議案説明を求める。

教育総務課長 愛媛県教育文化賞の候補者を選考するため、愛媛県教育文化賞規則第5条第2項の規定により、委員を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第52号を上程する。

○議案第52号 愛媛県障害児就学指導委員会委員の任命又は委嘱について

委員長 議案説明を求める。

障害児教育課長 愛媛県障害児就学指導委員会委員の人事異動に伴い、愛媛県障害児就学指導委員会設置規則第3条第2項の規定に基づき委員1名を委嘱する原案の説明をする。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議案第53号を上程する。

- 議案第53号 愛媛県スポーツ振興審議会委員の任命について
委員長 議案説明を求める。
保健スポーツ課長 愛媛県スポーツ振興審議会委員1名を、スポーツ振興法第18条第4項の規定により任命する原案の説明をする。
委員長 原案について意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第54号を上程する。
- 議案第54号 中学校教員の懲戒処分について
委員長 議案説明を求める。
義務教育課長 交通違反をした中学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。
委員長 原案について意見を求める。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議案第55号を上程する。
- 議案第55号 県立学校教員の懲戒処分について
委員長 議案説明を求める。
高校教育課長 交通違反をした県立学校教員を懲戒処分する原案の説明をする。
委員長 交通違反が多発しているため、なお一層交通安全の推進について指導を徹底してほしい旨意見を述べる。
委員長 原案について諮る。
全委員 異議ない旨答える。
委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。
委員長 議事を閉じる旨宣する。
委員長 非公開案件の審議が終了したため会議を公開する旨宣する。

(5) その他

- 愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
委員長 協議題の説明を求める。
保健スポーツ課長 愛媛県硬式庭球場を平成15年10月31日限りで廃止するための、愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正について、その概要及び条例案を説明する。
委員長 硬式庭球場の土地の所有者について質問する。
保健スポーツ課長 松山市の所有である旨説明する。
川本委員 硬式庭球場の年間の収入について質問する。
保健スポーツ課長 昨年度は年間延べ約15,000人の利用があり、収入

は約108万円であった旨説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午前10時50分閉会を宣する。